

## 近世商家文書の料紙分析試論

### 武蔵国江戸日本橋白木屋大村家文書を例として

天野 真志・富善 一敏・小島 浩之

#### はじめに

古文書学上における料紙研究は、古代・中世文書を中心に展開されている。そこでは、文書様式の系譜論的な分析の可能性として紙質と名称の同定が目指され、古文書原本の光学的調査に基づく古文書料紙の歴史的意義をめぐる議論が展開されてきた<sup>1)</sup>。さらに近年では、中世文書を中心とした成果を踏まえ、近世文書を対象とした文書料紙研究も進められるようになった<sup>2)</sup>。

しかし、近世古文書学においては、古代・中世期と比して料紙分析に関する研究はいまだ盛んであるとは言い難い。要因はいくつか想定されるが、主要な問題としては、残存する文書量の多さとその種類の多様性が挙げられる。

これまでに多くの研究で指摘されているように<sup>3)</sup>、近世社会において、文書を媒介とした統治体制が列島規模で浸透した。被支配者層にまで浸透した文書主義により、文書類型は多様化し、その結果、現在に至るまで膨大な近世文書が伝来している。そのため、近世文書に対する関心は、大量の文書群の調査・整理法が中心なテーマであり、文書料紙も含めた多面的な分析までは至らないのが現状である<sup>4)</sup>。

さらに、近年の料紙研究では、古代・中世文書を対象とした文書料紙調査の蓄積をもとに近世文書料紙への変遷過程を検討するが、この視点に立つ場合、前代の蓄積をほとんど持たない村・町など被支配層の作成文書の料紙調査・分析は極めて困難である。もし今後、古文書学において料紙研究の通時的な意義を展望するのであれば、近世

文書の大部分を占める村方・町方文書をも考慮した包括的な料紙分析からの視角を提示する必要がある。

これまで、近世文書の料紙分析は、古代・中世との系譜を意識した武家・公家文書が中心であった<sup>5)</sup>。その他、青木睦が複数の村方文書を対象に紙質調査を実施しているが<sup>6)</sup>、近世文書料紙の類型やその歴史的変遷を検討する上で、さらなる蓄積と検討を重ねていく必要があるだろう。そもそも、近世も含めた通時的な古文書料紙分析に際する調査法自体が議論の段階にあり、多様な地域や身分に関する成果を踏まえた料紙調査法の体系化が目指されるべきであろう。

本稿は、如上の課題を念頭に、近世文書料紙研究の可能性を探るため、東京大学経済学図書館所蔵の武蔵国江戸日本橋白木屋<sup>しろぎ</sup>文書を対象に料紙分析を試みる。特に、白木屋で保管された文書群のうちから書付型文書<sup>7)</sup>に限定して、用途を踏まえて類型化し、それらの紙質を検討することで、近世文書料紙研究の可能性について展望したい。

なお本稿は、天野、富善、小島による分担執筆によるものである。主として、はじめに、第3章、おわりにを天野が、第1章を富善が、第2章を小島が執筆しているが、最終的には天野と小島で全体の調整を行った。

#### 1. 白木屋と白木屋文書について

白木屋は、大村家が経営した近世以来の商家である<sup>8)</sup>。近江長浜を本拠とする京都町人であり、代々の店主は大村彦太郎を名乗った。本店は京都

にあり、寛文 2 (1662) 年開店の本店日本橋店、寛延 4 (1751) 年開店の市谷店、宝暦 10 (1760) 年開店の富沢町店、文化 2 (1805) 年開店の馬喰町店の四支店が江戸にあった(江戸店持京商人)。

白木屋は江戸の間屋仲間の連合体であり、上方から関東・東北への商品流通を独占した十組問屋通町組に所属し、18 世紀に著しい発展を遂げた。三井越後屋(現三越)、大丸屋(現大丸)と並ぶ江戸屈指の呉服問屋であった。19 世紀には、在方商人の成長に伴う江戸問屋仲間による流通独占体制の崩壊や、取引先の甲府の飛脚問屋京屋の負債返済の肩代わり、奉公人の質の低下により営業不振に陥り、明治初年には日本橋店を除き全て閉店した。

明治期以降は洋服縫製・販売に進出し、呉服業界の重鎮をなした。昭和 7 (1932) 年 12 月の白木屋東京本店の火災では、和装で接客にあたっていた女性店員が逃げ遅れて多数焼死し、女性の下着着用普及のきっかけとなった。第二次大戦後に経営権をめぐる争いが起こり、昭和 31 (1956) 年には東急グループに吸収され、東急百貨店日本橋店として、平成 11 (1999) 年まで存続した。

白木屋の経営活動の過程で生み出された文書は大半が散逸し、一部が(1)東京大学経済学図書館、(2)東京大学法学部法制史資料室(証文・手形類)、(3)国文学研究資料館(大村家関係)、(4)五島美術館(「古今記録帳」)に所蔵、あるいは寄託保管されている。

以下、本稿で分析するのは(1)であり、総点数は 369 点、万治 2 (1659) 年から大正 8 (1919) 年にわたる。内容は大きく①屋敷沽券状や、家法・店掟、奉公人の罪科取調書である「明鑑録」などの江戸店関係文書、②近世前期の三軒組問屋記録、寛政改革時の木綿直段引き下げ関係、文化 5 (1808) 年～文政 2 (1819) 年の三橋会所関係、十組問屋

株帳などの仲間関係文書、の二つに分けられる<sup>9)</sup>。

今回分析対象としたのは、延享元 (1744) 年から大正 8 (1919) 年の書付型文書 82 件であり、その概要を表 1 にまとめた。表 1 の記載のうち、「分類」から「宛所」の各欄について、以下簡単な説明を行っておきたい。なお、このデータは、原文書を再確認した上で、冊子体『東京大学経済学部所蔵白木屋文書目録』のデータに適宜修正を施したものである。

「分類」は、表に掲げた各文書を、便宜的に「諸規定」「上申文書」「証文」「書状」「書付」の 5 つに分類したものである。「諸規定」は、白木屋各支店の店則類である(図 1)。「上申文書」は、差出と宛所が記された、古文学書でいう狭義の文書に当たり(図 2)、受取書なども含む(図 3)。「証文」は金子借用証文(図 4)、「書状」は書状や書簡である(図 5)。「書付」は、上記以外の宛所のない文書である(図 6)。

「文書名」は原則として柱書を記載したが、柱書のないものについては、[ ] で括って適宜名称を付与した。

「和暦年月日」は文書に記された年月日であり、干支は省略した。推定年代は[ ] で括った。「西暦コード」は 9 桁の数字を用いた<sup>10)</sup>。「整理番号」は文書の請求番号である。

「内容」は文書の内容を摘記した。「差出」は連名者のうち最初の 1 名について、肩書を含め全て記載し、印形があるものは[印]とした。「宛所」も同様であるが、「御」「様」「殿」などの敬称及び脇付は略した。記載のないものは「(なし)」とした。

なお、No.29 と 30 は貼り継がれた一続きの文書であるが、紙質が異なるため別レコードとしたことを附記しておく。



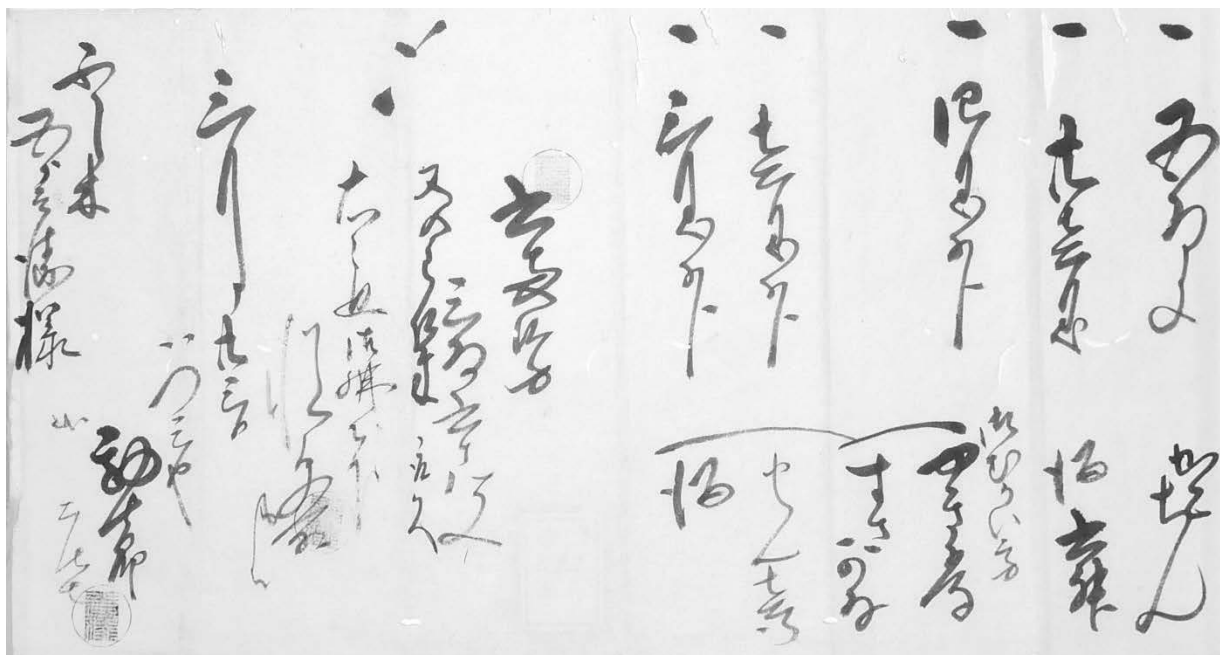


図3 上申文書（受取書）(No. 56)



図4 証文 (No. 25)

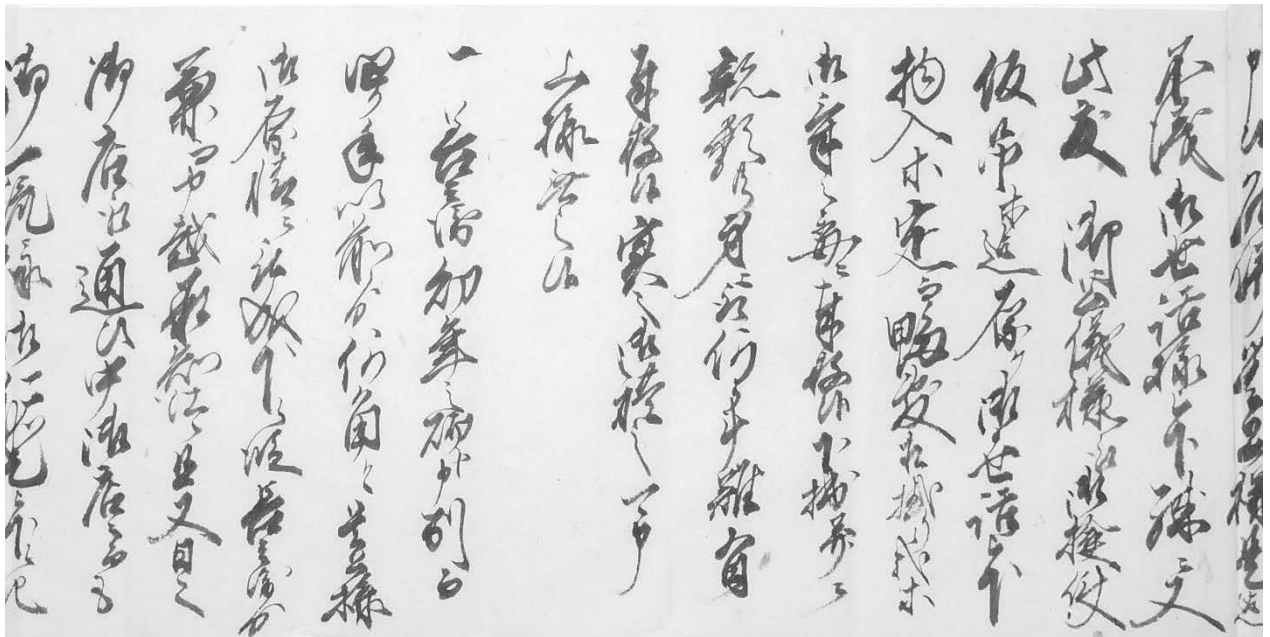


図5 書状 (No. 13)

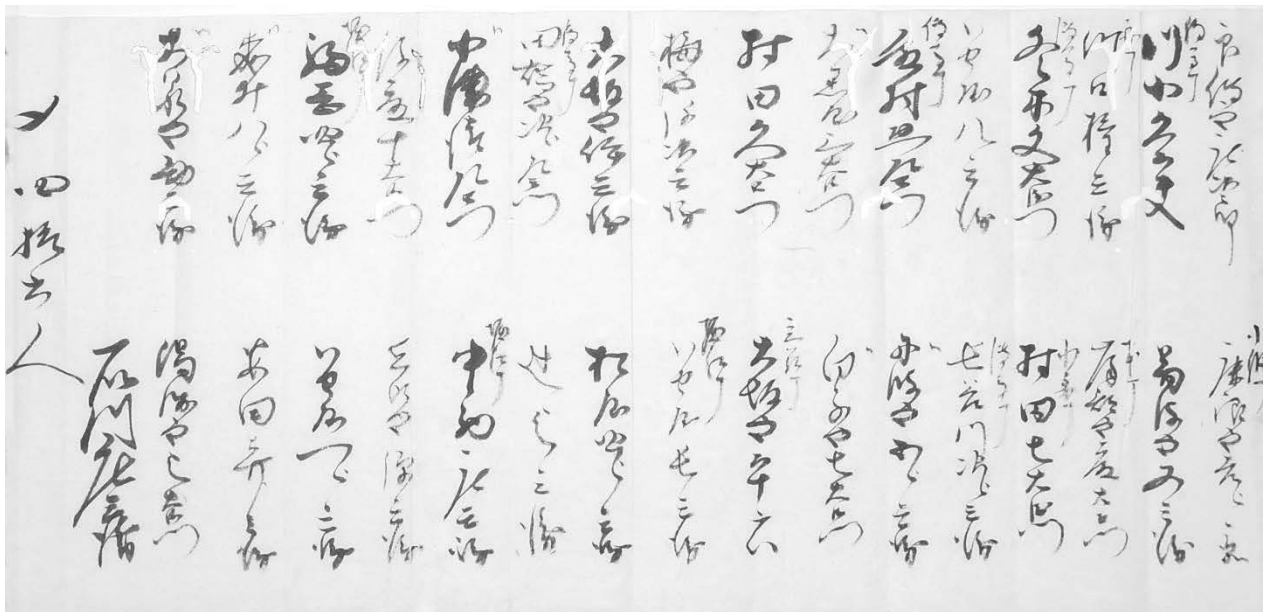


図6 書付 (No. 47)

表 1

No.	分類	文書名	和暦年月日	西暦コード	整理番号	内容	差出	宛所
1	書付	心算	西9月	991009099	A1:13:2	京室町店へ申渡し算書	(なし)	(なし)
2	諸規定	仲間入合事 定法書披露	文政9年霜月	182611099	A1:15:2	小頭十人之内へ仲間入の節	江籠氏他4名	(なし)
3	諸規定	定	[文政10年冬]	182799999	A1:15:3	田舎役定法	(なし)	(なし)
4	諸規定	小頭衆定法	[年月日未詳]	999999999	A1:20	(なし)	(なし)	(なし)
5	諸規定	寛	天保11年5月	184005099	A1:22	中登衆江申渡又条々	南見世帳中野氏	(なし)
6	諸規定	[料理定法]	嘉永7年7月改正	185407099	A1:27	定法改正	(なし)	(なし)
7	諸規定	源印一件二付一統へ申入書	文化12年6月中旬	181506099	A1:28	世話役格源右衛門不埒につき店內諸注意	(なし)	(なし)
8	諸規定	荒増心算之算書	[年月日未詳]	999999999	A1:29	店内諸注意	(なし)	(なし)
9	諸規定	山王御祭礼年	[年月日未詳]	999999999	A1:33	六月十四日夜亥 十五日祭礼当日の心得及び立書	(なし)	(なし)
10	上申文書	一札之事	天保7年10月14日	183610014	A2:8:7	善兵衛親勘右衛門より又助へ親類惣代役依頼	善兵衛親勘右衛門他1名[印] 又助	(なし)
11	上申文書	以書付御礼申上候	天保7年10月14日	183610014	A2:8:8	善兵衛親勘右衛門礼状	善兵衛親勘右衛門他1名[印]	白木屋店清兵衛他1名
12	上申文書	乍恐以書付奉申上候	天保7年9月29日	183609029	A2:8:9	善兵衛一件につき開濟願、下書き	通巻町目家持彦太郎京都住宅二付店支配人清兵衛他1名 代善右衛門他1名	番所
13	書状	[書状]	[天保7年]10月24日	183610024	A2:8:10	幸右衛門登りの礼、自分名代として太郎次弟又助を江戸に遣わす旨	善兵衛父上田勘右衛門他1名 [印]	近江屋久兵衛
14	書状	[書状]	[天保7年]10月24日	183610024	A2:8:11	A2:8:10の写し	善兵衛父上田勘右衛門他1名	近江屋久兵衛
15	書状	[書状]	[天保7年]10月20日	183610020	A2:8:12	自分名代人に又助を頼む旨	善兵衛父上田勘右衛門	白木屋店藤井清兵衛他2名
16	書状	[書状]	[天保7年]10月23日	183610023	A2:8:13:1	登りの須崎善右衛門在所へ嶋村の上江戸下りの件ほか出府御免の礼、須崎善右衛門在所立ち寄りにつき今朝出立の旨	藤井清兵衛	藤井清兵衛他2名
17	書状	[書状]	[天保7年]10月15日	183610015	A2:8:13:2		藤井清兵衛	藤井清兵衛他2名
18	上申文書	差入申一札之事	[慶応3年]5月3日	186705003	A2:9:3	亡坂田村庄右衛門妻子の養育金として金67両2分頂戴	坂田郡国友村庄右衛門妻し他2名 [印]	白木屋庄兵衛他1名
19	上申文書	一札之事	[慶応2年]正月23日	186601023	A2:9:4	庄右衛門妾死一件に付貴殿で親類惣代に頼む旨	江州坂田郡国友村庄右衛門家内しげ(八印)、同郡加納村親類惣代勘兵衛他1名 [印]	白木屋定兵衛
20	書状	[書状]	[慶応2年]正月24日	186601024	A2:9:5	庄右衛門国元訪問の次第報告	吉野定兵衛	渡辺重兵衛他2名
21	書状	[書状]	[慶応2年]正月23日	186601023	A2:9:6	庄右衛門香籠として金子(面語取礼状)	上崎庄右衛門家内しげ他1名	嶋崎源兵衛他1名
22	書状	[書状]	[慶応2年]正月23日	186601023	A2:9:7	庄右衛門香籠として金子(面語取礼状)	上崎庄右衛門家内しげ他2名	重役渡辺重兵衛他2名
23	書状	[書状]	[慶応2年]正月23日	186601023	A2:9:8	庄右衛門香籠として金子(面語取礼状)	上崎庄右衛門家内しげ他2名	支配人成田兵衛他1名
24	上申文書	乍恐以書付奉願上候	[明治3年]10月	187010099	A2:9:10	庄右衛門妾死一件で流罪の由右衛門赦免願い	通巻町目家持彦太郎京都住宅二付店支配人野川二右衛門門二付願人代田田久右衛門	(なし)
25	証文	借用申金子之事	天保14年8月	184308099	A3:8:5	金3978両2歩ト銀15匁6厘、通巻丁目白木屋彦太郎京都住宅二付店預り人清蔵奥印(消印)	甲府山田町京屋弥兵衛他2名 [消印]	甲府窪田藤兵衛
26	上申文書	差上申済口証文之事	天保14年8月25日	184308025	A3:8:6	窪田藤兵衛と白木屋・京屋との間の貸金出入につき	酒井安房守淺野中務少輔支配所甲府総町式丁目御積米御用達窪田庄兵衛店預り人太右衛門門二付代召仕訴訟人清助他7名	寺社奉行所
27	証文	借用申金子之事	[天保14年]	184310014	A3:8:7	金1000両、白木屋支配人庄兵衛奥印	白木屋方衆、支配人衆	江戸室町京屋弥兵衛他3名
28	書付	寛	[嘉永元年4月]	184804099	A3:23:1	小笠原近江守亮掛け勘定一件	(なし)	(なし)
29	書付	寛	嘉永元年4月16日	184804016	A3:23:2:1	小笠原近江守亮掛け勘定一件	かけ合八他1名	小林次右衛門他4名
30	書付	寛	嘉永元年4月	184804099	A3:23:2:2	小笠原近江守亮掛け勘定一件	帳場心得之事	上
31	証文	借用申金子之事	嘉永6年3月	185303099	A3:24	金58両、算書あり	三輪善之丞他1名 [印]	大村勘定場辰右衛門他2名
32	書状	[書状]	[年未詳]11月15日	999911015	A3:25:1	大坂加嶋屋作治郎替手形振戻しの件	速水茂兵衛他2名	金井半兵衛他2名
33	書状	[書状]	[年未詳]11月18日	999911018	A3:25:2	加嶋屋為替手形振戻しの件	速水茂兵衛他2名	金井半兵衛他2名
34	書状	[書状]	[年未詳]11月18日	999911018	A3:25:3	速水茂兵衛明19日東海道下向、晦日朝日頃下着	若林新右衛門他1名	佐藤藤右衛門他3名
35	書状	[書状]	[明治初年]12月6日	999912006	A3:25:4	上納金為替手	善田庄右衛門他2名	高橋定七他1名
36	書付	寛	丑12月	990212009	A3:25:5	京郡店へ江戸店より融通金700両	彦右衛門	室町店支配人
37	書付	寛	辰9月	990509099	A3:25:6	上納分600両請取	速水茂兵衛他1名 [印]	貴藤勝蔵他2名
38	書付	寛	[文久2年以降]	186299999	A3:26	借用金返済勘定書書きし	戎兵衛	(なし)
39	書付	寛	[慶応3年以降]	186799999	A3:27:1		(なし)	(なし)
40	書付	[京都為替金につき規定] [古金につき規定]	[慶応3年以降]	186799999	A3:27:2		(なし)	(なし)

No.	分類	文書名	和暦年月日	西暦コード	整理番号	内容	差出	宛所
41	上申文書	惣有高	[明治元年]10月8日	18681008	A3:30	古金銀15品請取	大村彦太郎[花柳]	野川に右衛門
42	書状	[書状]	[明治以降]12月10日	99991210	A3:31	為登請取書延引につき	従東京大村彦太郎	浜田利右衛門
43	証文	覚/借用申金子之事	明治2年9月10日	18690910	A3:32	借用証文2通写	速水茂兵衛/東京室町式丁目京屋弥兵衛京都住字二付店支配人借主利右衛門他1名	京屋弥兵衛他1名/池田善兵衛他1名
44	上申文書	覚	延享元年9月27日	17440927	A4:1:1	買米蔵入につき	通巻町目白木屋彦太郎代太郎右衛門[印]他	後藤三郎兵衛他1名
45	書状	[江戸店書状下書]	[延享元年]9月27日	17440927	A4:1:2	買米関係、京本店宛力	(なし)	(なし)
46	書付	覚	[延享元年]10月5日	17441005	A4:1:3	買米買受控	通巻町目白木屋彦太郎代太郎右衛門[印]	(なし)
47	書付	[買米関係商人46人名前書付]	[延享元年]	17449999	A4:1:4	呉服丁三谷勤四郎他	(なし)	(なし)
48	上申文書	[買置米につき伺書]	延享元年10月	17441009	A4:1:5	買米及び為替高につき	三人	奉行所
49	書状	[江戸店書状控]	[延享元年]11月19日	17441119	A4:1:7	蔵詰買米封印解除の件被印渡につき	(なし)	勤右衛門他2名
50	書状	[江戸店書状控]	[延享元年]11月21日	17441121	A4:1:8	蔵詰買米封印解除の件被印渡につき	(なし)	年寄中
51	上申文書	一札之事	享和3年3月18日	18030318	A6:1:7	平松町地面代請取証	売主ちよ代善右衛門[印]	白木屋彦太郎
52	書付	竹生嶋親意様續り書	[天明7年]	17879999	A7:2:1	観音絵図	房州からん石工や基五郎	(なし)
53	書付	[書付]([芝口汐留新町家主金兵衛店常盤屋兵衛])	[天明7年]	17879999	A7:2:2	名前書	(なし)	(なし)
54	書付	覚	[年月日未詳]	99999999	A7:3	結城棧留御覽に入れる旨	(なし)	(なし)
55	書付	[寫断書]	大正8年1月19日記	19190119	A7:5	東京宅建築方位、日取につき	(なし)	(なし)
56	上申文書	覚	[年未詳]3月23日	99990323	B1:3:2	棧敷代他代金受取	いづみや勤十郎代庄七[印]	ふし木五郎兵衛
57	上申文書	覚	[年未詳]7月	99990709	B1:3:3	料理代他代金受取	いせや多兵衛代伝吉[印]	通町組行事衆中
58	上申文書	覚	[年未詳]7月	99990709	B1:3:4	料理代・蒸者他代金受取	いせや多兵衛代伝吉[印]	通町行事衆中
59	上申文書	覚	[年未詳]8月23日	99990823	B1:3:5	金3歩2朱と手紙受取	藤木善兵衛[印]	松井屋左兵衛
60	書状	[書状]	[嘉永6年]3月5日	18530305	B5:8:1:1	坂本伍兵衛他3名	機屋四郎左衛門他1名	機屋四郎
61	上申文書	口述	[嘉永4年]亥/3月	18510309	B5:8:1:2	絹太織幅尺につき	八幡山・玉五町町商人中	奈良屋嘉右衛門他3名店支配
62	書状	[書状]	[嘉永5年]6月22日	18520622	B5:8:2	絹丈巾につき上州藤岡買次・買宿名前書	行司野平四郎他1名	中
63	書状	[書状]	[嘉永5年]11月27日	18521127	B5:8:3	秩父絹丈巾につき	買継行司野平兵衛四郎他1名	機屋四郎左衛門他1名
64	書状	[書状]	[嘉永5年]7月10日	18520710	B5:8:4:1	絹短尺巾通につき	月行事奈良屋嘉右衛門他3名	月行事奈良屋嘉右衛門他3名
65	上申文書	口上	[嘉永5年]7月	18520709	B5:8:4:2	国産生絹丈巾につき	京都和糸絹問屋中連名	買継問屋中、織元衆中
66	書状	[書状]	[嘉永5年]6月25日	18520625	B5:8:5:1	絹短尺につき	原口金石衛門他2名	奈良屋嘉右衛門他3名
67	書付	熊谷信實次仲間連名	[嘉永5年]子/6月25日	18520625	B5:8:5:2	(なし)	(なし)	(なし)
68	書状	[書状]	[嘉永5年]子/7月28日	18520728	B5:8:7	秩父絹丈巾につき	高野伊左衛門他13名[印]	呉服問屋当行事奈良屋嘉左衛門他3名
69	書状	[書状]	[嘉永5年]6月22日	18520622	B5:8:8	絹丈巾につき	十一屋文治郎	機屋四郎右(マ?)衛門他3名
70	書状	[書状]	[嘉永5年]2月27日	18520227	B5:8:9	絹太織尺幅につき	絹問屋仲間行司布袋屋善右衛門他4名	機屋四郎左衛門他1名
71	書付	大黒講と唱候組	[嘉永5年]	18529999	B5:9:6	本殿町寺丁め平木太兵衛他23人名前書	(なし)	(なし)
72	上申文書	覚	[嘉永5年]	18529999	B5:9:7	佐兵衛仲間名前書	(なし)	店
73	書付	[名前書]	[嘉永5年]	18529999	B5:9:8	長谷川町家主市右衛門店松屋小兵衛他2名	(なし)	(なし)
74	書付	[名前書]	[嘉永5年]	18529999	B5:9:9	日本橋駿河町玉屋弥兵衛他23名	(なし)	(なし)
75	書付	覚	[嘉永5年]	18529999	B5:9:10	本組合仲間市ヶ谷田町式目日權磨屋佐兵衛他16名前前書	(なし)	(なし)
76	書付	[名前書]	[嘉永5年]	18529999	B5:9:11	高沢町松屋卯兵衛	(なし)	(なし)
77	書付	[名前書]	[嘉永5年]	18529999	B5:9:12	弥兵衛組日本橋平松丁伊賀屋吉兵衛他21名	(なし)	(なし)
78	書付	[名前書]	[嘉永5年]	18529999	B5:9:13	長谷川町家主源七地借川村由兵衛	(なし)	(なし)
79	上申文書	扣	[嘉永5年]子/3月24日	18520324	B5:9:14	本町、寺町目松屋五兵衛方縫職人2人名前書	松屋五兵衛代政七	呉服問屋行事衆中
80	上申文書	為取替申一札之事	嘉永6年9月	18530909	B5:10:1	休業の小間物問屋河内屋次兵衛株引請につき	通旅問屋大丸屋正右衛門通町組・内店組小間物問屋行	通町組・内店組小間物問屋行
81	上申文書	入置申一札之事	嘉永6年9月	18530909	B5:10:2	湊金2両請取につき	[印]店支配人安五郎[印]	通町組・内店組小間物問屋行
82	上申文書	一札之事	嘉永6年9月	18530909	B5:10:3	讓株金高行達につき詫書	室町式目忠兵衛地借河内屋次兵衛他1名[印]	通町組・内店組小間物問屋行

## 2. 調査方法と文書の形態的特徴

古くは大沢忍の研究<sup>11)</sup>に始まる古代・中世古文書料紙の非破壊調査の方法論は、近年になって富田正弘、保立道久、高島晶彦らにより一定の水準にまで高められた<sup>12)</sup>。むろん、これ以外にも文理双方の研究者により、様々な料紙調査の方法論が提示されている。しかし、次の諸点を考慮するに、富田、保立、高島らによる成果こそが、古文書料紙の非破壊調査の方法論として、現在における一つの到達点だと言えよう。

- ①ごく一部の専門家の判定に依拠せざるを得なかった料紙の分析・判定において、第三者による客観的な評価や再検証が可能となることを志向している点
- ②紙のミクロな分析が研究の最終目的ではなく、歴史学研究ないしは資料保存のための一手段として、料紙調査を位置づけている点
- ③既存の古文書学各論（様式論、形態論、機能論、伝来論など）との整合性を踏まえている点
- ④抄紙技術の観点からの分析を怠っていない点

筆者が考えるに、富田、保立、高島らの提起する調査法は、その手法から区別すれば以下の3種類に細分されよう。

- ①外形・表面観察
- ②形状測定
- ③光学観察・測定

すなわち、文書料紙について、目で見ると、触るなど、調査者の感覚機能により観察し、法量、重量、厚みなど料紙の物理量を測った上で、顕微鏡やカメラなどの各種光学機器を利用した観察・測定データを加味して、定量的に分析する手法だと言える。これは、視診・触診・聴診などと、身体計測の数値に、各種の化学的検査から得られた数値を総合して、診断を下す医療における診察・診断の方法論にも近似する。

重要なのは、調査者の感覚からの主観的データと、物理量や光学観察・測定の記録という客観的データを相互に突き合わせて定量化していることである。

これにより、これまで職人的技術の域を超えられなかった料紙調査・料紙分析が、ようやく学術的色彩を帯びて調査方法論とまでいえる段階に達し、いよいよ料紙分析による総合的な古文書研究、歴史学研究、さらには資料保存へと向かう段階に至ったのである。

以上より、白木屋文書の調査においても、これらの先行諸研究により確立された方法論に倣うことを原則とした。ただし、先行研究は、原則として古代・中世の料紙の調査分析を念頭に組み上げられたもののため、近世商家文書の実態に合致するよう調査項目・内容について適宜調整を加えた。

### 2.1 外形・表面観察

外形観察では文書の料紙の形について、堅紙、折紙、続紙といった形状名称で表現した。これらについては表2の「形状」欄に記載しておいた。

ここで特記すべきは、続紙と巻紙の相違についてであろう。本稿では、続紙と巻紙を用語としてそれぞれ独自に定義し、分類している。複数枚の紙を繋げて料紙としている場合、紙の大きさ、種類、糊しろの幅などが一定であり、当時、巻紙として市販されていたと考えられるものは巻紙とした。これに対して、続紙としたものは、大きさや紙種、糊しろに差があり、市販品ではなく必要に応じて、差出者が紙を継いだと考えられるものである。したがって、本稿における巻紙や続紙という言葉は、文書の現状が折りたたみであるか、巻いてあるかということとは無関係であることにも留意されたい。

続紙と巻紙については、原則として第2紙目を調査対象とした。これは文書冒頭の料紙は、摩耗・劣化が進んでいることがあるからである。



表 2

No.	分類	形状	調査部分	法量(cm)		厚さ	重量(g)	密度(g/cm <sup>3</sup> )	質の目(本)	紗目	糸目(cm)	板目	刷毛目	繊維の種類	填料		備考
				縦	横										米粉	白土	
1	書付	巻紙(全4紙)	第2紙	24.4	33.7	0.11	2.27	0.25	30		3.7	裏/普通	裏/普通	楮	無	包紙あり	
2	諸規定	巻紙(全4紙)	第2紙	16.6	47.1	0.09	測定不能	測定不能	不可視	頭	不可視	不可視	不可視	雁皮・楮	無	表紙・軸あり 本紙裏打なし	
3	諸規定	巻紙(全18紙)	第2紙	18.1	34.1	0.07	測定不能	測定不能	38		3.3~3.5	不可視	不可視	雁皮	少	本紙に表紙と軸あり 本紙の裏打ちなし	
4	諸規定	巻紙(全9紙)	第2紙	16.7	62.6	0.08	2.77	0.33	30		3.0	不可視	裏/顕著	楮	無	一紙目裏打あり	
5	諸規定	巻紙(全12紙)	第2紙	15.9	62.5	0.06	2.29	0.38	30		3.0	不可視	裏/微か	楮	無	二紙目破損あり	
6	諸規定	巻紙(全5紙)	第2紙	16.5	65.4	0.08	2.70	0.31	33		3.0	不可視	裏/顕著	楮	無	軸あり	
7	諸規定	巻紙(全15紙)	第2紙	16.4	20.2	0.09	0.91	0.31	33		不可視	不可視	裏/顕著	楮	無		
8	諸規定	巻紙(全12紙)	第2紙	15.5	44.0	0.08	2.95	0.54	33		2.8	不可視	不可視	楮	少	表紙付き 軸あり	
9	諸規定	巻紙(全8紙)	第2紙	15.2	49.0	測定不能	測定不能	測定不能	42(参考値)		不可視	不可視	不可視	楮	普通	表紙裏打あり(2枚下張り) 軸あり 紐つき	
10	上申文書	堅紙		31.2	40.0	0.11	5.31	0.39	30		3.5	不可視	不可視	楮	多	包紙あり	
11	上申文書	堅紙		31.3	42.9	0.11	5.96	0.40	30		3.5~3.7	不可視	不可視	楮	多	包紙あり	
12	上申文書	堅紙		24.9	34.3	0.09	2.27	0.30	36		3.1	不可視	裏/微か	楮	普通		
13	書状	巻紙(全4紙)	第2紙	16.4	57.5	0.09	2.57	0.30	30		4.0	不可視	裏/明瞭	楮	無	包紙あり	
14	書状	巻紙(全5紙)	第2紙	15.9	42.7	0.07	1.98	0.42	30		3.0	不可視	不可視	楮	無	包紙あり	
15	書状	巻紙(全4紙)	第2紙	16.1	55.3	0.06	1.82	0.34	30		3.5~3.7	不可視	裏/明瞭	楮	無	包紙あり	
16	書状	巻紙(全3紙)	第2紙	16.1	55.2	0.06	1.88	0.35	30		3.7	不可視	裏/普通	楮	無		
17	書状	巻紙(全2紙)	第2紙	16.4	42.2	0.05	1.29	0.37	30		3.0	不可視	裏/顕著	楮	無		
18	上申文書	堅紙		27.9	38.0	0.08	2.31	0.27	30		3.3~3.5	不可視	不可視	楮	無	水損、包紙あり	
19	上申文書	堅紙		27.7	39.2	0.06	1.75	0.27	30		3.7	不可視	不可視	楮	無	水損	
20	書状	巻紙(全3紙)	第2紙	16.2	56.6	0.08	2.28	0.31	30		2.1~3.0	不可視	裏/普通	楮	無	水損	
21	書状	巻紙(全2紙)	第2紙	16.6	26.8	0.07	0.73	0.24	30		4.0	不可視	不可視	楮	無	水損	
22	書状	巻紙(全2紙)	第2紙	15.6	34.7	0.06	0.94	0.29	30		3.0~3.5	不可視	不可視	楮	無	水損、包紙あり	
23	書状	巻紙(全2紙)	第2紙	16.6	15.0	0.06	0.41	0.27	27		3.5~4.0	不可視	不可視	楮	無	水損 包紙あり	
24	上申文書	巻紙(全4紙)	第2紙	24.6	33.9	0.09	1.83	0.24	32		4.0	不可視	不可視	楮	無	水損	
25	証文	巻紙(全2紙)	第2紙	32.0	43.1	0.15	7.26	0.35	33		3.0~3.5	不可視	裏/明瞭	楮	少	虫損	
26	上申文書	巻紙(全3紙)	第2紙	24.9	34.2	0.08	1.88	0.28	30		3.7	不可視	裏/明瞭	楮	少	水損	
27	証文	堅紙		33.5	48.2	0.15	8.31	0.34	32		3.1	表/明瞭	不可視	楮	普通		
28	書付	巻紙(全4紙)	第2紙	21.3	27.0	0.07	1.35	0.34	24		2.1	不可視	表/普通	楮	無		
29	書付	巻紙(全4紙)	第2紙	15.5	53.7	0.08	1.90	0.29	30		2.7~3.1	不可視	不可視	楮	普通		
30	書付	巻紙(全4紙)	第4紙	15.7	17.2	0.08	0.61	0.28	30		2.8~3.2	不可視	不可視	楮	普通		
31	証文	巻紙(全3紙)	第2紙	27.7	12.7	0.07	0.92	0.38	30		3.5	不可視	不可視	楮	無	包紙あり	
32	書状	巻紙(全2紙)	第1紙	16.0	62.3	0.06	2.48	0.41	21		4.0	不可視	裏/普通	三椗	無	包紙あり、前欠	
33	書状	巻紙(全2紙)	第2紙	16.0	38.2	0.07	1.57	0.37	21		4.0	不可視	裏/普通	三椗	無	包紙あり	
34	書状	折紙		27.3	39.0	0.06	2.43	0.38	27		3.2~3.7	不可視	不可視	楮	無	包紙あり、文書端に綴孔二ヶ所あり	
35	書状	折紙		28.0	39.8	0.07	2.47	0.32	21		3.2	不可視	裏/微か	三椗	無	包紙あり、文書端に綴孔あり	
36	書付	切紙		16.1	13.0	0.07	0.42	0.29	30		3.5	不可視	表/顕著	楮 合漉返繊維	普通		
37	書付	切紙		16.1	27.0	0.10	1.22	0.28	30		3.5	不可視	裏/微か	三椗 (微量漉混じる)	普通	袖、剥離寸前の紙片あり	
38	書付	切紙		15.9	20.9	0.08	0.67	0.25	27		2.5	不可視	裏/微か	三椗 (微量漉混じる)	普通		
39	書付	切紙		9.7	33.0	0.08	1.17	0.46	27		3.2	不可視	不可視	楮	少		
40	書付	切紙		9.7	33.3	0.08	1.13	0.44	27		微か	不可視	裏/普通	楮	少		

No.	分類	形状	調査部分	法量(cm)		厚さ	重量(g)	密度(g/cm <sup>3</sup> )	管の目(本)	紗目	糸目(cm)	板目	刷毛目	繊維の種類	填料		備考
				縦	横										米粉	白土	
41	上申文書	切紙		9.8	33.3	0.08	1.15	0.44	27		3.0	不可視	楮	普通	無		
42	書状	切紙		15.4	38.4	0.06	0.96	0.27	27		3.0	不可視	楮	普通	無	包紙あり	
43	証文	堅紙		24.0	32.2	0.07	1.66	0.31	27		3.0	表/顕著	楮	無	無	包紙あり	
44	上申文書	縹紙(全4紙)	第2紙	16.1	37.5	0.12	2.39	0.33	27		3.5	不可視	楮	多	無		
45	書状	縹紙(全3紙)	第2紙	15.9	27.0	0.08	1.21	0.35	24		3.8	不可視	楮	多	無		
46	書付	縹紙(全3紙)	第2紙	16.0	39.8	0.12	2.52	0.33	27		3.5	不可視	楮	多	無		
47	書付	縹紙(全2紙)	第2紙	16.3	14.5	0.09	0.73	0.34	30		3.5	不可視	楮	多	無		
48	上申文書	縹紙(全3紙)	第2紙	15.9	30.9	0.07	1.18	0.34	33		4.0	不可視	楮	無	無		
49	書状	縹紙(全3紙)	第2紙	15.9	44.8	0.09	1.93	0.30	27		4.0	不可視	楮	少	普通		
50	書状	縹紙(全4紙)	第2紙	15.8	32.5	0.07	1.33	0.37	33		3.0	不可視	楮	無	無		
51	上申文書	堅紙		24.7	23.7	0.08	1.64	0.35	33		4.0	表/明瞭	楮	多	無		
52	書付	堅紙		40.3	27.6	0.07	2.62	0.34	36		3.5	不可視	楮	無	無	包紙あり, 逆使い	
53	書付	切紙		15.6	10.2	0.08	0.39	0.31	30		3.0	不可視	楮	普通	無		
54	書付	切紙		16.0	10.8	0.08	0.39	0.28	27		3.0	不可視	楮	無	無		
55	書付	巻紙(全2紙)	第2紙	18.8	16.9	0.11	1.49	0.43	27		3.0	不可視	楮・楮	少	普通		
56	上申文書	巻紙(全2紙)	第2紙	16.3	50.1	0.09	2.75	0.37	27		3.0	不可視	楮	多	無		
57	上申文書	縹紙(全2紙)	第1紙	24.6	18.5	0.09	1.02	0.25	27		4.2	不可視	楮	多	無		
58	上申文書	縹紙(全2紙)	第1紙	24.3	30.2	0.09	2.01	0.30	27		2.5	不可視	楮	普通	無		
59	上申文書	縹紙(全2紙)	第1紙	14.7	16.9	0.08	0.57	0.29	27		3.0	不可視	楮	無	無		
60	書状	縹紙(全4紙)	第2紙	15.9	41.3	0.08	1.80	0.34	27		4.0	不可視	楮	無	無		
61	上申文書	堅紙		29.4	37.9	0.11	3.82	0.31	24		4.0	不可視	楮	普通	無	木版刷	
62	書状	縹紙(全4紙)	第2紙	15.7	41.6	0.06	1.51	0.39	38		3.0	不可視	楮	無	無	包紙あり	
63	書状	縹紙(全3紙)	第2紙	16.3	40.7	0.08	1.82	0.34	27		4.5	表/微か	楮	無	無	包紙あり	
64	書状	巻紙(全2紙)	第2紙	16.7	47.8	0.13	3.31	0.32	24		3.5	表/明瞭	楮	普通	無		
65	上申文書	縹紙(全3紙)	第2紙	16.3	66.3	0.08	2.76	0.32	30		3.2	不可視	楮	無	無		
66	書状	縹紙(全4紙)	第2紙	16.3	53.2	0.05	1.71	0.39	30		3.2	不可視	楮	無	無		
67	書付	切紙		16.4	40.1	0.06	1.21	0.31	30		3.2	不可視	楮	無	無		
68	書状	縹紙(全4紙)	第2紙	16.3	62.9	0.06	2.56	0.42	27		3.0	不可視	楮	無	無	包紙あり	
69	書状	縹紙(全4紙)	第2紙	16.1	40.5	0.07	1.81	0.40	30		4.0	不可視	楮	無	無	包紙あり	
70	書状	縹紙(全5紙)	第2紙	15.7	40.9	0.08	2.06	0.40	27		4.0	表/普通	楮	無	無	包紙あり	
71	書付	巻紙(全2紙)	第2紙	16.6	38.6	0.07	1.56	0.35	27		3.0	不可視	楮	無	無		
72	上申文書	切紙		15.7	39.2	0.09	1.59	0.29	33		2.8	不可視	楮・三楮	普通	無		
73	書付	巻紙(全2紙)	第2紙	16.2	17.8	0.07	0.70	0.34	27		3.0	不可視	楮	無	無		
74	書付	折紙		24.7	32.5	0.09	2.06	0.29	24		4.0	表/普通	楮	無	無		
75	書付	切紙		16.4	41.2	0.09	2.05	0.34	33		不可視	不可視	楮	無	無		
76	書付	切紙		16.3	5.9	0.07	0.24	0.36	33		3.0	不可視	楮	無	無		
77	書付	縹紙(全5紙)	第2紙	15.8	22.0	0.08	1.10	0.40	38		2.5	不可視	楮	普通	無		
78	書付	切紙		15.7	9.6	0.09	0.44	0.32	27		4.0	不可視	楮	普通	無		
79	上申文書	巻紙(全2紙)	第1紙	15.9	24.1	0.09	1.07	0.31	30		3.5	不可視	楮	多	無		
80	上申文書	堅紙		33.6	48.2	0.16	8.60	0.33	27		3.5	表/明瞭	楮	少	無	包紙あり	
81	上申文書	堅紙		33.6	48.2	0.16	8.40	0.32	27		3.5	表/明瞭	楮	少	無	包紙あり	
82	上申文書	堅紙		33.3	47.6	0.15	7.31	0.31	30		3.5	表/微か	楮	無	無	包紙あり	

ただし、第2紙目に不備がある場合は第1紙目を調査した。具体的には「調査部分」の欄に記してある。

表面観察の結果は表2の、「簀の目」、「紗目」、「糸目」、「板目」、「刷毛目」の欄が該当する。「簀の目」には1寸(3.03 cm)あたりの簀の目の数<sup>13)</sup>、「紗目」には紗敷の痕跡があった場合の見え方の評価(顕著・微か・不可視の3段階)を、「糸目」は糸目幅の平均間隔を、「板目」は干板の木目の痕跡のある面と見え方の評価(顕著・明瞭・普通・透視・微か・不可視の6段階)を、「刷毛目」は乾燥の際に干板に圧着させるために使用した刷毛の痕跡のある面と見え方の評価(板目と同様の6段階)を、それぞれ記録している。

なお、板目と刷毛目については、痕跡が確認できた面を表<sup>オモテ</sup>・裏で表記するが、ここでの表裏とは、文書の書記面を「表」、非書記面を「裏」と表現している。表裏のいずれに痕跡があるのかわからないものは、見え方の評価のみの記載に留めてある。

## 2.2 形状測定

形状測定の結果については表2に、「法量」・「厚さ」・「重量」とこれらから導かれた「密度」について掲載した。法量は縦横の最大値、厚さはシクネスゲージ(ミットヨ 7-547-321)を使用して、調査部分の袖・地・奥・天の順に時計回りで各3点ずつ、合計12点を測定して平均をとった(小数点第3位を四捨五入)ものである。

重量は重量計(エー・アンド・デイ 上皿電子天びん FZ-200i)を用い、1/100gまで測定する設定とした。堅紙、折紙、切紙については本紙全体の測定値となっている。一方、続紙と巻紙については、複数の紙が継がれた文書全体の重量しか測定できないので、表には示していないが文書全体の法量を測定した上で、比率を勘案して以下の計算式で導き出したものである。

$$\frac{\text{調査部分の法量}}{\text{文書全体の法量}} \times \text{文書全体の重量}$$

ただし、No.2, 3には軸が付いており、No.9は裏打された上に軸が付いているため測定不能とした。No.9は厚みも測定不能である。

密度は、表2の重量値と料紙の体積(法量値×厚さ平均値)との商(小数点第3位を四捨五入)である。現代の手漉き和紙の密度は、楮紙が0.3~0.35g/m<sup>3</sup>程度、三桮紙が0.4~0.5g/m<sup>3</sup>の間、雁皮が0.6~0.7g/m<sup>3</sup>程度だという<sup>14)</sup>。ただし、密度は填料の有無や厚み、圧搾の際の圧力のかけ方にも左右されるため、上述の値を絶対普遍的なものと考えてはならない。特に近世の商家文書については、他にデータがないため、このデータのみで議論を進めることは避け、ひとまず今後の研究のための基礎データとして提供するものである。

なお、本調査において、文書であっても冊子として綴られたものを対象としていないのは、重量の測定ができず、密度のデータが得られないことによる。

## 2.3 光学観察・測定

文書の下から光を当て、文書の上に据え置き型顕微鏡を置き、紙の繊維と填料を観察した。使用した顕微鏡は杉藤のTS-8LEN-100WT(ただし接眼・対物の両レンズを被写界深度の高いものに交換している)を使用し、光源はライトパネル(MUTOH LitaVi SLT-A4C)を使用した。調査では目視観察に加えて、接眼レンズにCCDカメラ(レイマー WRAYCAM NF500)を取り付けてデジタル画像の撮影も行った。

これにより繊維および填料を観察した結果を、表2の「繊維の種類」および「填料」欄に示した。古代・中世文書の調査においては、繊維と填料の情報に基づき紙種を判定するが、後述するようここでは主たる原料である植物繊維の判定のみを行っている<sup>15)</sup>。また填料については、配合量を

多、普通、少、無の 4 段階で判定した。ただし、この判定は当該文書群内での相対的なものであり、今後のデータの増加によっては改められる可能性もあることを附記しておく<sup>16)</sup>。

透過光による観察とは別に、反射光による顕微鏡撮影（スカラ デジタルマイクロスコープ DG-3X を使用）も実施し、料紙の繊維配向性についてのデータも得た。これについては、3.2 で詳述する。

### 3. 料紙データとその傾向

本章では、表 2 に示した調査結果のデータにより、初歩的な考察を試みる。なお、本稿の目的は商家文書を事例として、近世文書の料紙的特質を検討する一助とすることである。そのため、本稿で検討した料紙についても、敢えて奉書紙や西ノ内紙などの料紙名称に当てはめず、楮紙、極紙、雁皮紙、漉返紙の 4 類型に留めることにした。ただし、料紙の性格を論じる上で必要な場合に限り、富田正弘が定義した文書類型に基づき名称を用いることとする<sup>17)</sup>。

#### 3.1. 繊維情報から見る特徴

一般に文書料紙の分類に際しては、まず繊維の判別が必要となる。表 2 を見ると、今回調査した 82 件（点数は 81 点）のうち 65 件が楮紙、5 件が極紙、1 件が雁皮紙と分類された。また、繊維に付着した墨などから漉返紙と判断されたものが 2 件（No.36,59）ある。

これらとは別に、複数の繊維が混ざった文書が 9 件確認された。漉返紙を混入したものか、複数の繊維を配合したものかどうかは判断し得ないが、いずれも雁皮ないし三極に他の繊維が少量混在した状況が確認され、抄紙の過程で意図せず別の繊維が混入した可能性も想定される。

繊維を通じた用法上の特徴として極紙に注目すると、幕末期に江戸で作成された書状や書付に多く用いられていることがうかがえる（No.32,33,

35, 37, 38 など）。傾向として指摘するには数量的な根拠が薄いだが、中世期に斐紙の代用品として使用され、近世期には白土を混ぜて書状やメモに用いられたといわれる極紙<sup>18)</sup>の時代のおよび地域的特性を考える可能性として指摘しておきたい<sup>19)</sup>。

楮紙については、填料として米粉を用いた文書が 28 件確認できた。特に「上申文書」および「証文」として分類した文書には、米粉入り楮紙が多く用いられている。具体的には、No.25、27、80、81 など金銭授受に関する文書では、米粉入りで厚さが 0.15 mm 程度の奉書的な風合いを持つ料紙が使用される。また、「上申文書」に相当する受取書関係文書では、多くの場合杉原的な風合いを持つ料紙の米粉入り楮紙が使用されており、全体的に取引に関わる文書には米粉を填料とする楮紙を用いていることがうかがえる。

これに対し、ほとんど填料を加えない楮紙を使用しているのが、「書状」に分類された文書である。一部水損によって詳細が把握できない文書もあるが、多くが米粉を入れない楮紙を用いている。

反面、厚さや密度などに関しては本文書群内で顕著な傾向を見出しにくく、簀目数や糸目幅も統一的不是ではない。ただ、武家文書などと比較した場合<sup>20)</sup>、全体的に薄手の料紙が用いられており、このために密度も低い傾向にある。

続紙に関しては不揃いの紙が散見され、一定の様式に基づいているとは言い難い。しかしながら、填料の有無に着目した場合、書状とその他分類との間に相違が見出せそうである。残念ながら、対照し得る他の文書群のデータが全くない現状では、今後の展望としての指摘に留めておかざるを得ない。

#### 3.2. 繊維配向性と料紙の用法

次に、料紙の表面観察を通じた特徴について検討してみたい。表面部については、高島晶彦氏の協力により、繊維配向性の調査を実施した。配向

とは（紙の場合であれば繊維が）一定の方向に配列することを指す。繊維がどの程度整然と並んでいるかという度合いのことを繊維配向度と呼び、繊維配向度が、1.10 以下ならば「無配向（繊維配向性が無い）」、1.10～1.20 は「やや繊維が配向」、1.2 以上は「特に強く繊維が配向（繊維配向性が強い）」とされている。繊維配向度は原則として抄紙の際、簀に面する側（簀肌面）で高い数値を示す傾向にあり、一般的にはこちらの面を オモテ表として書記面に利用する。配向性を調査することで、紙本来の表裏を把握することが可能となり、料紙の表裏使用の状況を解明する手がかりとなる<sup>21)</sup>。

表 3 は、書記面を「表」、非書記面を「裏」とした場合の配向度データとその差を数値化したものである。原則的に簀肌面を表として書記面に用いるため、本来であれば「表」と「裏」の差がマイナスとはなり得ない。しかし、表 3 を見ると 33 件の文書についてマイナス値が確認された。これらについて、抄紙行程上の表裏と書記上の「表裏」が一致する場合、簀目、板目は「表」に、刷毛目は「裏」に確認されるはずであるので、簀目、板目および刷毛目の状態を確認した。簀目についてはデータとして表示していないが、板目と刷毛目が書記面、非書記面のいずれにあるかは表 2 に示してある。

その結果、料紙が極端に薄いためすべての情報が確認できた訳ではないが、書付などを中心に、抄紙における表裏と書記における表裏との相違が多くみられた。ただし、本来は別面で確認されるはずの簀目と刷毛目が同じ面で確認されるものも散見され、抄紙行程が原則的な製法とは違ったものである可能性も考えられる。

もちろん、簀目、板目は「表」に、刷毛目は「裏」というのも、あくまで一原則であって、抄紙技術の時代差や地域差を考慮に入れて、今後慎重に考察を進めねばならない。

表 3

No.	分類	配向度(表)	配向度(裏)	表配向度-裏配向度
1	書付	1.128924	1.096953	0.031971
2	諸規定	1.078035	1.100228	-0.022193
3	諸規定	1.141964	1.067405	0.074559
4	諸規定	1.201671	1.049229	0.152442
5	諸規定	1.319447	1.191468	0.127979
6	諸規定	1.258857	1.152126	0.106731
7	諸規定	1.226095	1.145362	0.080733
8	諸規定	1.106376	1.149925	-0.043549
9	諸規定	1.115525		
10	上申文書	1.203466	1.083999	0.119467
11	上申文書	1.183045	1.032801	0.150244
12	上申文書	1.155231	1.082566	0.072665
13	書状	1.062486	1.090793	-0.028307
14	書状	1.105265	1.133005	-0.02774
15	書状	1.233049	1.061263	0.171786
16	書状	1.162644	1.037884	0.12476
17	書状	1.194222	1.106927	0.087295
18	上申文書	1.139992	1.095863	0.044129
19	上申文書	1.259684	1.205154	0.05453
20	書状	1.119268	1.066055	0.053213
21	書状	1.238644	1.233136	0.005508
22	書状	1.058515	1.174091	-0.115576
23	書状	1.244177	1.147996	0.096181
24	上申文書	1.101794	1.156798	-0.055004
25	証文	1.047711	1.14584	-0.098129
26	上申文書	1.104152	1.175842	-0.07169
27	証文	1.058138	1.135107	-0.076969
28	書付	1.102898	1.051283	0.051615
29	書付	1.129223	1.069138	0.060085
30	書付	1.127928	1.113438	0.01449
31	証文	1.223567	1.057454	0.166113
32	書状	1.214362	1.09676	0.117602
33	書状	1.192262	1.084791	0.107471
34	書状	1.185155	1.115827	0.069328
35	書状	1.286852	1.124528	0.162324
36	書付	1.082969	1.185176	-0.102207
37	書付	1.179208	1.093235	0.085973
38	書付	1.162975	1.103754	0.059221
39	書付	1.049031	1.142273	-0.093242
40	書付	1.085688	1.186967	-0.101279
41	上申文書	1.074495	1.122077	-0.047582
42	書状	1.246794	1.177992	0.068802
43	証文	1.237033	1.174641	0.062392
44	上申文書	1.080076	1.167878	-0.087802
45	書状	1.096398	1.232114	-0.135716
46	書付	1.074583	1.171448	-0.096865
47	書付	1.075272	1.21348	-0.138208
48	上申文書	1.129429	1.122173	0.007256
49	書状	1.123601	1.205161	-0.08156
50	書状	1.099814	1.250857	-0.151043
51	上申文書	1.076337	1.294884	-0.218547
52	書付	1.144993	1.081079	0.063914
53	書付	1.137029	1.104047	0.032982
54	書付	1.357435	1.09258	0.264855
55	書付	1.051411	1.08894	-0.037529
56	上申文書	1.087721	1.193661	-0.10594
57	上申文書	1.124149	1.181201	-0.057052
58	上申文書	1.291655	1.204503	0.087152
59	上申文書	1.152904	1.078233	0.074671
60	書状	1.301393	1.07501	0.226383
61	上申文書	1.122577	1.263983	-0.141406
62	書状	1.14417	1.101891	0.042279
63	書状	1.137787	1.033421	0.104366
64	書状	1.132256	1.189783	-0.057527
65	上申文書	1.281898	1.093341	0.188557
66	書状	1.185324	1.142949	0.042375
67	書付	1.206816	1.105181	0.101635
68	書状	1.349398	1.141193	0.208205
69	書状	1.300762	1.072469	0.228293
70	書付	1.057688	1.272686	-0.214998
71	書付	1.401249	1.19812	0.203129
72	上申文書	1.223371	1.106836	0.116535
73	書付	1.222851	1.159302	0.063549
74	書付	1.128912	1.236818	-0.107906
75	書付	1.136881	1.198699	-0.061818
76	書付	1.327675	1.074683	0.252992
77	書付	1.152363	1.088167	0.064196
78	書付	1.060219	1.242705	-0.182486
79	上申文書	1.110906	1.165565	-0.054659
80	上申文書	1.056075	1.144313	-0.088238
81	上申文書	1.08103	1.190426	-0.109396
82	上申文書	1.108117	1.191155	-0.083038

## おわりに

一般に、願書や訴状などの重要文書、さらには経営上不可欠となる経営記録に関しては「良質」で「保存に適した紙」を用いたといわれる<sup>22)</sup>。大福帳などの経営記録には西ノ内紙など、水に浸しても破れない紙が求められたとされるように<sup>23)</sup>、「保存に適した紙」とは虫損などの被害を受けにくく、水損しても固着しない、米粉を混ぜない紙が推測されるだろう。このことは、在方の文書に関して、長期保存を想定した文書には、填料を加えない生漉で厚手の紙を用いたことから示唆されよう。この推論が成り立つとすれば、逆に米粉を入れた紙や厚さが不統一な文書は、必ずしも長期保存を想定しない、一時的な記録であったとも考えられる。

この点に関連して、西向宏介が近世商家における帳簿作成・管理形態について論じている。西向によれば、商家では身分の不安定性を背景に現用記録として情報を帳簿に集約し管理する志向性を有しているという<sup>24)</sup>。この指摘を念頭に置くと、本稿で扱った書付型文書は帳簿に集約される以前の情報を記した媒体であり、その往復や備忘のために用いられた文書類であったといえよう。No.34, 35 の文書に綴孔痕が見られるのは(表 2「備考」参照)、帳簿上に綴じられた文書を後世に外したか、時期がきたら綴じるべくあらかじめ孔を空けてあったかのいずれかであろう。

しかし、商家にかぎらず、備忘や私信にいたる

多様な文書を膨大に蓄積・伝来しているのが近世文書の大きな特徴である。文書作成時における情報の重要度や地域特性に基づく料紙の使用状況など、本稿では文書料紙に焦点を絞って近世社会の一側面を照射する可能性を提示すべく検討を試みた。商家や村方などで作成・蓄積された文書料紙の分析については、研究の基盤となるデータの集積と、分析の方法論の開発・検討が急務である。本稿における調査がその一助となれば幸いである。

【附記】本稿執筆にあたり、高島晶彦氏(東京大学史料編纂所技術専門職員)には料紙データの測定・分析への協力を、また、矢野正隆(東京大学経済学部資料室助教)、森脇優紀(同特任助教)、茂出木美智子(同学術支援職員)の各氏には、料紙調査に関する協力を得た。末筆ながら深く謝意を表したい。

本稿は、JSPS 科研費 JP25284129 による研究成果の一部である。

(あまの まさし：東北大学災害科学国際研究所助教)

(とみぜん かずとし：東京大学経済学部資料室特任専門職員)

(こじま ひろゆき：東京大学大学院経済学研究科講師)

<sup>1)</sup> 近年の成果として、富田正弘『中世公家政治文書論』吉川弘文館, 2012、保立道久 [ほか]「編纂と文化財科学：大徳寺文書を中心に」『東京大学史料編纂所研究紀要』23, 2013、湯山賢一『古文書の研究：料紙論・筆跡論』青史出版, 2017 など。

<sup>2)</sup> 本多俊彦「仙台藩知行宛行状について」『東京大学経済学部資料室年報』3, 2013、同「福井藩の知行宛行状について」『古文書研究』80, 2015、高島晶彦「信長が書状に使っていた「紙」『重要文化財指定記念 信長からの手紙：細川コレクション』熊本県立美術館・公益財団法人永青文庫, 2014 など。

<sup>3)</sup> 大藤修「近世の社会・組織体と記録」国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上、柏書房, 2003、高橋実「近世における文書の管理と保存」安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会, 1996 など。

- 4) 最新の概説である『岩波講座日本歴史 21 史料論』岩波書店, 2016 でも、近世部分が文書群の調査法に関する論述であったように(西田かほる「近世史料と調査論」)、近世史研究における中心的な課題は、列島各地に伝来する文書群をいかに把握・整理し継承するかであるといえよう。
- 5) 前掲註 2 論文など。
- 6) 青木睦「近世アーカイブズの紙質調査と組織体の料紙」国文学研究資料館編『アーカイブズの構造認識と編成記述』思文閣出版, 2014.
- 7) いわゆる状物と呼ばれる非冊子の文書類のこと。前掲註 3 大藤論文参照。
- 8) 以下、白木屋及び白木屋文書についての記述は、林玲子『江戸問屋仲間の研究』御茶の水書房, 1967、同『「江戸」選書 8 江戸店犯科帳』吉川弘文館, 1982、国文学研究資料館史料館『史料館所蔵史料総覧』名著出版, 1996、『白木屋三百年史』株式会社白木屋, 1957、『東京大学経済学部所蔵白木屋文書目録』東京大学経済学部図書館文書室, 1986 による。
- 9) 東京大学経済学図書館所蔵の白木屋文書は、古文書(白木屋文書ほか) データベース ([https://www.i-repository.net/il/meta\\_pub/G0000381komonjyo](https://www.i-repository.net/il/meta_pub/G0000381komonjyo)) において、全てデジタルアーカイブとして公開されている。
- 10) 9 桁数字の最初の 4 桁は西暦年であり、不明のものは 9999 を入力した。干支のみ分かるものについては、子、丑、寅…亥の順に 9901~9912 を入力した。5~7 桁目は月コードであり、7 月を「070」、閏 12 月を「125」のように入力した。8・9 桁目は日コードであり、日記載のないものは「99」を入力した。これにより、閏月を含め年代順に並べ替えることができる。
- 11) 大沢忍「紙の研究に関する一つの提案」『仏教美術』20, 1935、同「正倉院の紙の研究」正倉院事務所編『正倉院の紙』日本経済新聞社, 1970、同「顕微鏡による紙の表面の観察法補遺」『神戸女子大学紀要』1, 1970 など。
- 12) 富田正弘「紙素材文化財の料紙判定法について」『紙素材文化財(文書・典籍・聖教・絵図)の年代推定に関する基礎的研究』(平成 15 年度~平成 17 年度科学研究費補助金[基盤研究(A)]研究成果報告書) 富山大学, 2008、前掲註 1 保立[ほか]論文、高島晶彦「デジタル機器を利用した古文書料紙の分析」『古文書研究』80, 2015。
- 13) No.9 の簀の目 42 本を参考値としたのは、本紙と裏打紙の簀の目が重なっており、分別がつきにくく測定が不正確であるためである。
- 14) 大川昭典「古代の製紙技術」湯山賢一編『文化財学の課題: 和紙文化の継承』勉誠出版, 2006、および大川氏からの直接のご教示による。
- 15) 繊維判定については、大川昭典「楮・三椏・雁皮繊維の鑑別」(前掲註 11 科研報告書所収)、園田直子「素材としての和紙に関する基礎的研究」『国立歴史民俗博物館紀要』57, 1994、坂本昭二・岡田至弘「古文書料紙の科学分析データベースの構築に向けて」『情報処理学会研究報告』2015-CH-105(1), 2015 などを参照した。また大川昭典氏および高島晶彦氏から有益な教示を賜った。
- 16) 填料の判定については、大川昭典「文書料紙の填料の観察」(前掲註 11 科研報告書所収) を参考とした。
- 17) 富田正弘「日本における文書料紙の概観」『企画展示 中世の古文書』国立歴史民俗博物館, 2013、同「中世文書の料紙形態の歴史の変遷を考える」『歴博』184, 2014.
- 18) 前掲註 17 富田「日本における文書料紙の概観」、p.207.
- 19) 楮紙は、室町期には遠江国において在地の百姓等からの上申文書に使用された事例も確認されるという。楮紙については、池田寿「文書料紙としての三椏紙」『紙素材文化財(文書・典籍・聖教・絵図)の年代推定に関する基礎的研究』(平成 18 年度~平成 19 年度科学研究費補助金[基盤研究(A)]研究成果報告書) 富山大学, 2010 を参照。
- 20) 例えば、前掲註 2 本多「福井藩の知行宛行状について」所収データなど。
- 21) 繊維配向性については、前掲註 12 高島論文を参照。
- 22) 大藤修「近世文書論序説 中」『史料館研究紀要』23, 1992, p.34.
- 23) 久米康生『和紙文化研究事典』法政大学出版局, 2012, p.248.
- 24) 西向宏介「近世の商家と記録管理」(前掲註 6 国文学研究資料館編著)